



旧北川辺学校給食センター解体等

1 事業名

普通財産活用推進事業

2 補正予算の理由・内容

市が所有する未利用の普通財産について、「未利用普通財産(土地・建物)の利活用基本方針(令和 6 年 2 月改訂)」に基づき、加須市市有財産管理運用委員会においてその管理、処分及び活用方針を検討しています。

旧北川辺学校給食センター(昭和 44 年築)は、平成 8 年に廃止し、現在は建物の老朽化が顕著で、安全管理上早期の解体が必要であることから、令和 7 年 2 月から設計業務委託を実施しておりました。

設計業務が概ね完了したため、解体等に必要な経費を措置するものです。

普通財産	場所	延べ面積
旧北川辺学校給食センター(昭和 44 年築)	加須市麦倉 3705 番地 1	450.52 m ²

3 補正予算の積算

科目	内容等	補正予算額
工事請負費	旧北川辺給食センター解体等工事	32,175千円

4 補正予算額 32,175千円

5 特記事項

○スケジュール

内容	R7年度		R8年度	
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月
設計 R7予算(R6予算からの繰越)				
解体等工事				

○その他

工事施工に時間を要し、年度内に完了できないことから繰越明許費を設定します。



令和 6 年度決算確定に伴う繰越金の増額と 財政調整基金への積立

1 事業名等

〔歳入〕 繰越金（前年度繰越金）

〔歳出〕 財政調整基金・市債管理基金事業

2 補正予算の理由・内容

令和 6 年度決算の確定に伴い、令和 7 年度における繰越金（歳入予算）を補正するとともに、繰越金を活用して、財政調整基金へ積立を行うための経費（歳出予算）を措置するものです。

なお、積み立てた基金は、令和 7 年度補正予算及び令和 8 年度当初予算等、今後の財政需要へ対応するために活用します。

3 補正予算の積算

〔歳入〕

科目	内容等	補正予算額
繰越金	前年度実質収支額 2,652,381 千円－当初予算計上額 800,000 千円	1,852,381 千円

〔歳出〕

事業名	内容等	補正予算額
財政調整基金・市債管理基金事業	歳入補正予算額－基金積立額を除く歳出補正予算額	1,642,472 千円

4 補正予算額

〔歳入〕 繰越金（前年度繰越金）

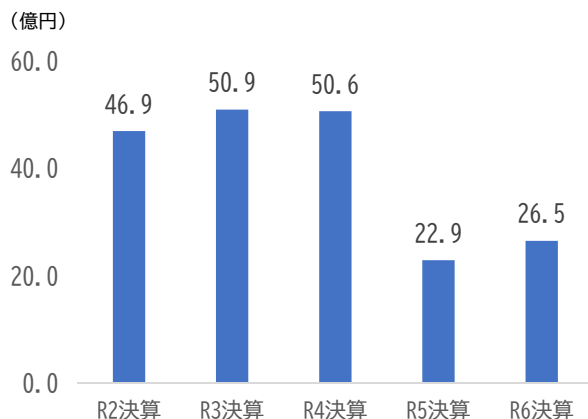
1,852,381 千円

〔歳出〕 財政調整基金・市債管理基金事業

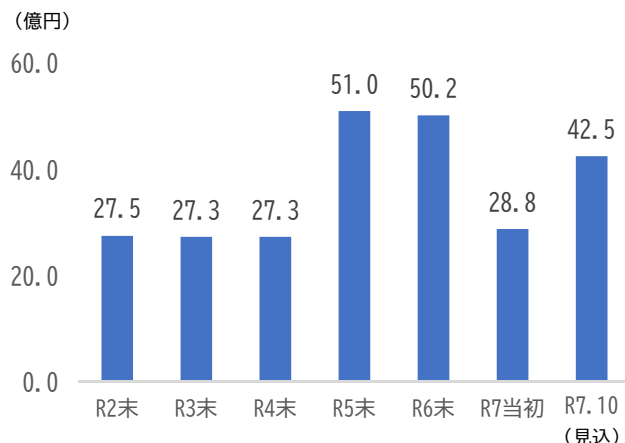
1,642,472 千円

5 特記事項

（1）実質収支額の推移



（2）財政調整基金残高の推移





ふるさと納税の増加に伴う経費と積立の増額

1 事業名

- ① 個人版ふるさと納税促進事業
- ② 水と緑と文化のまちづくり基金事業
- ③ 地域福祉基金積立事業

2 補正予算の理由・内容

個人版ふるさと納税の寄附金額が当初の想定を上回る見込みであることから、返礼品等に係る経費を増額措置するとともに、基金への積立額を増額するものです。

○個人版ふるさと納税の件数及び寄附額

	当初予算見込	決算見込※	増減
寄附件数	33,000 件	50,000 件	17,000 件
寄附金額	473,400 千円	996,000 千円	522,600 千円

※ 当初予算における毎月の寄附見込額に令和7年3月から7月までの寄附実績に基づいた増加率を乗じて算出

3 補正予算の積算

①個人版ふるさと納税促進事業（返礼品等の経費）

	当初予算額	決算見込額	補正予算額
報償品費（返礼品代・送料）	151,680 千円	318,720 千円	167,040 千円
その他（ポータルサイト利用料、委託料等）	95,005 千円	195,556 千円	100,551 千円
合 計	246,685 千円	514,276 千円	267,591 千円

A

②水と緑と文化のまちづくり基金事業、③地域福祉基金積立事業（基金への積立）

	当初予算額	決算見込額	補正予算額
②水と緑と文化のまちづくり基金	462,800 千円	980,770 千円	517,970 千円
③地域福祉基金	10,300 千円	14,930 千円	4,630 千円
河野博士育英基金	300 千円	300 千円	—
合 計	473,400 千円	996,000 千円	522,600 千円

B

C

4 補正予算額 790,191千円 (A)+(B)+(C)

- ① 個人版ふるさと納税促進事業 267,591千円 (A)
- ② 水と緑と文化のまちづくり基金事業 517,970千円 (B)
 〔特定財源〕その他：517,970 千円 水と緑と文化のまちづくり寄附金
- ③ 地域福祉基金積立事業 4,630千円 (C)
 〔特定財源〕その他： 4,630 千円 地域福祉寄附金



イノシシ対策に係る経費の増額

1 事業名

鳥獣対策推進事業

2 補正予算の理由・内容

令和 7 年度当初予算において、イノシシ対策に関する予算を措置しましたが、イノシシの捕獲数が当初想定していた捕獲数を上回り、予算の不足が見込まれることから、継続して対策に取り組むために必要な経費を増額措置するものです。

(1) イノシシの捕獲状況

	R7 当初見込	R7.7 月末現在	R7 年度末見込	(参考) R6
イノシシの捕獲数	5 頭	11 頭	50 頭※	15 頭

※ 11 頭（7 月までの実績）+ 39 頭（8 月以降の見込み（①+②））= 50 頭

① 3 頭/月（R7.4~7 月の平均）× 5 ヶ月（R7.8~12 月）= 15 頭

② 8 頭/月（①+5 頭（R7.1~3 月捕獲数 14 頭の平均））× 3 か月（R8.1~3 月）= 24 頭

(2) イノシシ対策と取組状況

対策	取組状況	R7 当初予算額
防除対策消耗品の購入・設置等	忌避剤等の購入	50 千円
箱わな等の設置・管理等	箱わな・カメラを 6 基設置（加須猟友会へ委託）	819 千円
捕獲したイノシシの処分等	上記（1）のとおり（加須猟友会へ委託） ※予算が不足する見込み	18 千円

3 補正予算の積算

科目	内容等	当初予算額 A	流用額 B	決算見込額 C	補正予算額 C-(A+B)
委託料	処分等委託（県委託金） 3,740 円×39 頭	18 千円	23 千円	187 千円	146 千円

4 補正予算額 146 千円

〔特定財源〕県：146 千円 第二種特定鳥獣個体分析調査委託金

5 特記事項

○その他の害獣・害虫・害鳥対策と取組状況

害獣等	対策	取組状況
アライグマ	(1)捕獲従事者研修会の開催 (2)捕獲業務委託 (3)捕獲機購入費の補助	(1)8月1日開催（参加者：125 人） (2)捕獲頭数：233 頭（6 月末時点） (3)申請件数：2 件（7 月末時点）
クビアカツヤ カミキリ	(4)薬剤等の購入 (5)薬剤の注入・散布 (6)伐採・薬剤購入費の補助	(4)薬剤、クビアカガードネットの購入 (5)薬剤散布実施中、薬剤樹幹注入冬期実施予定 (6)申請件数：27 件（7 月末時点）
ムクドリ	(7)鷹匠による追払い	(7)8月7、8日実施（8 月末 2 回目予定）



戸籍に氏名の振り仮名を職権記載するための システム改修

1 事業名

戸籍住民基本台帳事業

2 補正予算の理由・内容

戸籍法等の一部改正(令和7年5月26日施行)に伴い、新たに氏名の振り仮名が戸籍に記載されることとなりました。このこと受け本市では、本籍人に対して戸籍に記載される予定の振り仮名を令和7年8月12日以降順次通知しました。

記載されている振り仮名が誤っている場合には、施行日から1年を経過した日(令和8年5月25日)までに届出をしていただくことになっていますが、正しい場合には、届出をしなくても通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

今回の補正予算では、施行日から1年を経過した日までに振り仮名の届出がされなかった戸籍へ、職権により氏名の振り仮名を記載(市区町村長記録)するため、国の補助金を活用し、戸籍情報システムの改修に必要な経費を措置するものです。

3 補正予算の積算

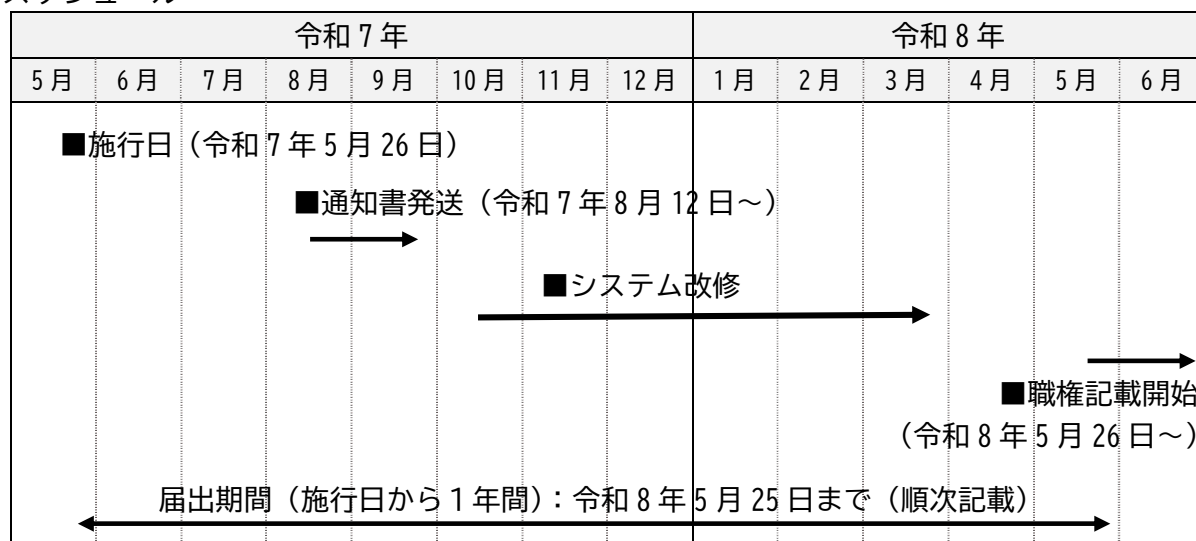
科目	内容等	補正予算額
委託料	戸籍情報システム改修委託 740,000円*1.1=814,000円	814千円

4 補正予算額 814千円

〔特定財源〕国：814千円 社会保障・税番号制度システム整備費補助金（10/10）

5 特記事項

スケジュール





医療給付金の増加に伴う扶助費の増額

1 事業名

中国残留邦人等支援事業

2 補正予算の理由・内容

令和 7 年度当初予算の医療給付金は、支援対象者 3 人分（全員 80 歳代）の日常の通院を見込んで計上していましたが、令和 7 年 5 月診療分から同年 6 月診療分までの間、支援対象者 3 人のうち 2 人が入院したことにより当初予算額を超過しました。現在、超過分については、予備費を充用して対応しています。

そのため、令和 7 年 10 月以降の医療給付金の支払いに必要な経費を増額措置するものです。

3 補正予算の積算

科目	内容等	当初予算額 A	予備費 充用額 B	決算見込額 C	補正予算額 C-(A+B)
医療給付金	(3 人分) 過去 3 年度平均実績額 (R4, R5, R6) =295 千円/月×6 月	5,400 千円	1,522 千円	8,692 千円	1,770 千円

4 補正予算額 1,770 千円

〔特定財源〕国：1,327 千円 生活保護費国庫負担金（3/4）

5 特記事項

○中国残留邦人等とは

第二次世界大戦後の混乱の中、肉親と離別するなどし、中国や樺太に残留を余儀なくされた一定の要件を満たす方のことで、「中国残留邦人」の方と「樺太等残留邦人」の方を「中国残留邦人等」と総称しています。



重度心身障害者医療費の対象者拡大への対応

1 事業名

重度心身障害者医療費支給事業

2 補正予算の理由・内容

精神障がい者の中には、精神科への通院が必要であるにもかかわらず、金銭的な理由等により受診を控える方がいます。

このような精神障がい者の定期通院等を促進し、再発や重症化を予防し、体調の安定化を図るため、県において、「重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱」を一部改正（令和 8 年 1 月 1 日施行）し、障がい者への医療費助成を実施する市町村に対する補助制度について、重度心身障害者医療費（※1）の支給対象者に 2 級の精神障がい者が追加されました。

このことを受け、本市においても加須市重度心身障害者医療費支給に関する条例の対象者に精神障がい者 2 級を追加（※2）し、令和 8 年 1 月診療分の医療費から支払い等を行うために必要な経費を措置するものです。

※1 重度心身障害者医療費とは、重度の心身障がい者（児）が病院などで診療を受ける場合に、医療費の一部負担金を助成する制度です。

※2 同条例の一部を改正する条例を同時に提案しています。（第 75 号議案 P18 参照）

■重度心身障害者医療費の対象となる精神障がい者（※3）

診療の種類		現 行		改正後	
		1 級	2 級	1 級	2 級
精神科	通院	○ 対 象	× 対象外	○ 対 象	○ 対 象(※4)
	入院	× 対象外	× 対象外	× 対象外	× 対象外
内科・外科など		○ 対 象	× 対象外	○ 対 象	× 対象外

※3 身体障がい者及び知的障がい者については、変更ありません。

※4 精神科通院医療費（自立支援医療費の自己負担額）のみを対象とします。

3 補正予算の積算

科目	内容等	補正予算額
需用費	受給者証用紙印刷（1,500枚×80円×1.1=132,000円）	132千円
委託料	重度医療システム改修委託（1,200,000円×1.1=1,320,000円）	1,320千円
合 計		1,452千円

4 補正予算額 1,452千円

〔特定財源〕県：660千円 埼玉県市町村福祉医療システム制度改正対応改修費補助金(1/2)

5 特記事項 ○スケジュール

令和 7 年			令和 8 年		
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
システム改修 / 申請書・受給者証用紙の準備					
制度周知・対象者への通知					
申請受付・受給者証発行					



税制改正に伴う国民年金システム改修

1 事業名

国民年金事業

2 補正予算の理由・内容

令和 7 年度税制改正により「特定親族特別控除」が創設されたことに伴い、年金生活者支援給付金の支給要件判定を行っている日本年金機構と同給付金の支給要件判定に係る所得情報等データを作成している市町村との間におけるデータの受け渡しに対応するため、国の交付金を活用し、「特定親族特別控除」の項目を追加するなどの国民年金システムの改修に必要な経費を措置するものです。

3 補正予算の積算

科目	内容等	補正予算額
委託料	国民年金システム改修 540,000円×1.1=594,000円	594千円

4 補正予算額 594千円

〔特定財源〕国：594千円 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金（10/10）



水田の畑地化に取り組む農業者に対する支援

1 事業名

経営安定・自給力向上事業

2 補正予算の理由・内容

国では、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進するため、水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、令和 5 年度から「畑地化促進事業」により畑地化に伴う費用（土地改良区の地区除外決済金等）の負担等に要する経費を支援しています。

令和 7 年 6 月に本市の農業者に対して、対象事業の採択通知があったため、県を通して国から交付される補助金を市が農業者に代わって土地改良区へ支払うものです。

主な交付要件	・国の「経営所得安定対策」における「水田活用の直接支払交付金」の交付対象農地であること ・隣接した農地で、おおむね団地化を形成していること ・前年度において、主食用米、戦略作物（麦・大豆・飼料作物、加工用米、飼料用米・米粉用米等）または産地交付金の対象作物（麦、大豆、高収益作物等）が作付けされていたこと ・取組開始年から 5 年間継続して高収益作物又は畑作物（高収益作物以外）を作付けすること
支援上限額	10 a 当たり 25 万円を上限として支援

3 補正予算の積算

支援予定者	対象面積等	対象経費	支援見込額 (補正予算額)
市内農業者 (1 経営体)	149.35a 間口地区	葛西用水路土地改良区が定める地区 除外決済金 1㎡当たり 148 円（1 a 当たり 14,800 円）	2,211 千円

4 補正予算額 2,211 千円

〔特定財源〕 県：2,211 千円 畑地化促進事業補助金（10/10）



市制度融資の増加に伴う 信用保証料助成金等の増額

1 事業名

- ①事業資金融資あっ旋事業（預託金）
- ②中小企業融資支援事業（保証料助成、利子補給）

2 補正予算の理由・内容

本市では、令和7年4月9日に本市、加須市商工会及び埼玉県信用保証協会の3者による「地域の中小企業者の持続的成長支援及び地域活性化に向けた連携協定」を締結しました。

このことにより、市内金融機関からの起業家育成資金の相談や申請が増加する中で、起業家育成資金（令和7年第2回加須市議会定例会において補正予算措置済）以外の3つの市の制度融資（事業資金・特別小口資金・不況対策資金）についても、相談が増え、さらに申請に結びつく案件が当初の見込みより増加したため、信用保証料助成金等の必要な経費を措置するものです。

○3 制度融資の融資状況（令和7年度）

	当初見込	8月15日現在	決算見込	参考（R6年度）
3 制度融資件数	12件	9件	24件	8件
3 制度融資金額	120,000千円	104,000千円	360,000千円	86,500千円

3 補正予算の積算

○歳出（融資金額20,000千円、金利1.6%、融資件数12件、融資時期10月の場合）

	内容等	当初予算額	決算見込額	補正予算額
①	3 制度融資預託金（市制度融資取扱金融機関へ預託） 融資預託金1,000千円（融資金額の1/20）×12件	19,700千円	31,700千円	12,000千円
	小 計	19,700千円	31,700千円	12,000千円
②	3 制度融資保証料助成金（事業者へ交付） 信用保証料助成額（上限）300千円×12件	2,800千円	6,400千円	3,600千円
	3 制度融資利子補給金（事業者へ交付） 利子80千円（10月～12月支払分）×利子補給率20%×12件	443千円	635千円	192千円
	小 計	3,243千円	7,035千円	3,792千円
合 計		—	—	15,792千円

○歳入（年度末に金融機関から預託金全額を返還受入予定）

	内容等	当初予算額	決算見込額	補正予算額
①	3 制度融資に係る貸付資金預託金元金収入（市制度融資取扱金融機関から預託金返還） 歳出（預託金）と同額	19,700千円	31,700千円	12,000千円

4 補正予算額 15,792千円 ①+②

- ① 事業資金融資あっ旋事業 12,000千円
〔特定財源〕 その他：12,000千円 貸付資金預託金元金収入
- ② 中小企業融資支援事業 3,792千円



埼玉県ふるさと創造資金補助金の交付決定 に伴う財源内訳の変更

1 事業名

観光資源活用事業

2 補正予算の理由・内容

本市の観光振興に係る取組である「かぞ見どころQRガイドの作成による観光DXの推進」が、「埼玉県ふるさと創造資金補助金」の補助事業として採択（令和7年4月1日付け交付決定）されたことから、当該取組に係る予算の財源内訳を変更するものです。

○埼玉県ふるさと創造資金補助金

地域資源や市町村の強みを活かした市町村主体の地域づくりに資する事業を支援するもの

<補助事業の概要等>

取組名	かぞ見どころQRガイドの作成による観光DXの推進
内 容	スマートフォンを利用しQRコード※1を読み込むことで、“かぞ”の見どころを手軽に確認できるデジタル観光ガイドを作成することで、観光情報の提供手段を充実させ、来訪者の利便性及び満足度の向上を図る。
予算額	2,005千円※2
補助率	対象経費の1/2

※1 「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標

※2 令和7年度当初予算において、一般財源として予算措置済み

3 補正予算の積算

区分	金額	財源内訳		経費の内容
		一般財源	特定財源	
補助対象経費	1,840千円	940千円	900千円	初期導入費
補助対象外経費※3	165千円	165千円	—	サーバ保守管理費
合計	2,005千円	1,105千円	900千円	

※3 経常的な維持管理等に係る経費は、当該補助金の補助対象外経費

4 補正予算額 0千円（財源内訳の変更）

〔特定財源〕県：900千円 埼玉県ふるさと創造資金補助金(1/2)

子ども・子育て支援金制度施行に伴うシステム改修

1 事業名

後期高齢者医療一般管理事業（後期高齢者医療特別会計）

2 補正予算の理由・内容

国の少子化対策として子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）が令和 6 年 6 月 12 日に成立し、全世代が子育て世帯を支える新しい仕組みとして、子ども・子育て支援金制度が創設されることになりました。

令和 8 年度から、後期高齢者医療保険料に合わせて子ども・子育て支援金を賦課・徴収する必要(*)が生じるため、国の補助金を活用し、後期高齢者医療保険システムの改修に必要な経費を措置するものです。

※試算

後期高齢者医療保険被保険者 1 人当たりの平均月額：200 円
（支援金額は、年度ごとに段階的に上がる見込み）

3 補正予算の積算

科目	内容等	補正予算額
委託料	後期高齢者医療保険システム改修 11,050,000円×1.1=12,155,000円	12,155千円

4 補正予算額 12,155千円

〔特定財源〕国：12,155千円 子ども・子育て支援金事業費補助金（10/10）



マイナンバーを利用する市の独自事務を 削除及び追加するための条例改正

1 改正の趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」の一部改正（令和5年6月9日公布・令和6年5月27日施行）により、日本人に準じて生活保護を受けている外国人に係る保護事務が準法定事務としてマイナンバーを利用することができる事務となり、令和7年6月から情報連携が開始されたことに伴い、当該事務を市独自利用事務から除きます。

また、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住登外者宛名番号管理機能（※）による住登外者の情報の管理に関する事務を市独自利用事務に加えます。

※ 住登外者宛名番号管理機能とは

地方公共団体情報システムの標準化に伴い実装する住登外者（本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、情報システムにおいて住民とは別に管理しておく必要があるもの）を特定するための住登外者宛名番号を付番及び管理するための機能

※ 住登外者宛名番号管理機能の利用例【住登外者に係る固定資産税の賦課】

固定資産税は、固定資産の所有者に賦課するものであるが、本市の住民基本台帳に記録されていない者が本市に固定資産を所有している場合、その者を住登外者として登録し、住登外者宛名番号管理機能により管理する宛名番号を用いて固定資産税を賦課する。

2 主な改正内容

（１） 生活保護を受けている外国人に係る市独自利用事務の削除

日本人に準じて生活保護を受けている外国人に係る保護事務が、マイナンバー法別表に掲げる事務に準ずる事務として主務省令に規定されたことに伴い、同法に基づきマイナンバーを利用することができる事務になったため、当該事務を市独自利用事務から除きます。

（２） 住登外者の情報の管理に係る市独自利用事務の追加

住登外者宛名番号管理機能により管理する住登外者の情報（マイナンバー、氏名、性別、生年月日、住所等）の管理に関する事務をマイナンバーを利用する市独自利用事務に加えます。

3 施行期日

公布の日



一般社団法人加須市物産観光協会に 職員を派遣するための条例改正

1 改正の趣旨

市の職員の公益的法人等への派遣については、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき、市の事業と密接な関連を有する団体で、市の施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要である団体として条例で定めるものに派遣することができます。

このたび、本市の観光事業の更なる充実を図るため、職員を派遣することができる団体に一般社団法人加須市物産観光協会を加えます。

(参考)「一般社団法人 加須市物産観光協会」の概要

名 称	一般社団法人 加須市物産観光協会
事 務 所	加須市中央一丁目 11 番 41 号 (加須市商工会館 1 階)
設 立 年 月 日	令和 7 年 8 月 8 日 (法人組織での運営は同年 10 月開始予定)
主 な 業 務 内 容	・ 観光資源の発掘及び育成 ・ 観光に関するイベントの企画及び実施 ・ 市特産品の宣伝及び販売

2 主な改正内容

■職員を派遣することができる団体

現 行	改正後
① 公益社団法人加須市シルバー人材センター ② 社会福祉法人加須市社会福祉協議会 ③ 一般財団法人地域活性化センター	① 公益社団法人加須市シルバー人材センター ② 社会福祉法人加須市社会福祉協議会 ③ 一般財団法人地域活性化センター ④ 一般社団法人加須市物産観光協会

3 施行期日

公布の日



第 7 2 号議案 加須市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び加須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員への仕事と育児との両立支援を 拡充するための条例改正

1 改正の趣旨

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正（令和 7 年 1 月 8 日公布・令和 7 年 10 月 1 日施行）に伴い、育児に係る部分休業（勤務しないことを認める無給の休業）の取得方法の多様化を図るとともに、令和 6 年 8 月 8 日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告を踏まえ、仕事と育児との両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等を行います。

2 主な改正内容

（1） 育児に係る部分休業の取得方法の多様化

育児に係る部分休業について、現行の 1 日につき 2 時間の範囲内で取得できる方法に加え、1 年につき 10 日相当の範囲内で取得できる方法を新たに設けます。

現 行	改正後									
① 1 日につき 2 時間の範囲内で取得可能 (勤務時間の始め又は終わりににおいて取得可能) <table><tr><td>1 時間</td><td>勤務時間</td><td>1 時間</td></tr></table>	1 時間	勤務時間	1 時間	職員は次の①・②のいずれかを選択 ① 1 日につき 2 時間の範囲内で取得可能 (勤務時間の始め又は終わり以外でも取得可能) <table><tr><td>1 時間</td><td>勤務時間</td><td>1 時間</td></tr></table> <table><tr><td>勤務時間</td><td>2 時間</td><td>勤務時間</td></tr></table>	1 時間	勤務時間	1 時間	勤務時間	2 時間	勤務時間
1 時間	勤務時間	1 時間								
1 時間	勤務時間	1 時間								
勤務時間	2 時間	勤務時間								
〔新設〕	② 1 年につき 10 日相当の範囲内において 1 時間単位で取得可能 (1 日単位でも取得可能)									

（2） 仕事と育児との両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等

妊娠・出産時や育児期の職員に対し、両立支援制度に関する次の措置を行います。

- ① 仕事と育児との両立支援制度等に関する情報の提供
- ② 仕事と育児との両立支援制度等の利用に関する意向確認
- ③ 仕事と育児との両立の支障となる事情を改善するための聴取の実施
- ④ ③で聴取したことへの配慮

3 施行期日

公布の日



加須市魅力ある学校づくりを審議する 審議会を設置するための条例の制定

1 制定の趣旨

加須市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）におけるこどもたちにとってよりよい教育環境の実現に向けた魅力ある学校づくりに関する事項について審議するため、加須市魅力ある学校づくり審議会を設置します。

2 主な制定内容

条例で制定する主な事項は、次のとおりです。

制定事項	内容
所 掌 事 務	教育委員会からの諮問に応じ、次に掲げる事項について、審議・答申する。 ① 魅力ある学校づくりに係る基本計画の策定に関すること。 ② その他教育委員会が必要と認めること。
定 数	20 人以内
委員として 選任する者	次に掲げる者の中から、委員として選任する。 ① 知識経験を有する者 ② 学識経験を有する者 ③ 市内の公共的団体等の代表者 ④ 未就学児又は小中学校の児童・生徒の保護者の代表者 ⑤ 小中学校の校長 ⑥ 教育委員会が必要と認める者
任 期	所掌事務が終了するまでの間

3 施行期日

公布の日

4 特記事項

審議会の委員の報酬 会長：日額 7,600 円（4 時間以下の会議の場合 4,000 円）
委員：日額 6,700 円（ // 3,000 円）

5 今後の取組スケジュール

取組	R7年度			R8年度				R9年度	R10年度	R11年度～
	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月			
基本方針	策定									
基本計画	委託業者 選定	計画素案 作成		保護者や地域住民 との意見交換会		計画案作成	策定			
審議会		条例 施行	諮問	審議		答申				
個別計画						早期に再編 を行う学校		計画素案作成、 意見交換会、 計画案作成	策定	
具体化										計画の具体化



放課後児童健全育成室の位置等を見直すための条例改正

1 改正の趣旨

礼羽小学校放課後児童健全育成室の位置を変更するとともに、北川辺東放課後児童健全育成室（きらきら第 2）及び大越小学校放課後児童健全育成室を本条例に位置付けます。

また、各施設の定員について、区画の面積に関する基準に応じた定員に見直します。

2 主な改正内容

(1) 位置の変更

礼羽小学校校舎長寿命化改良工事に合わせて学童保育室を整備することに伴い、礼羽小学校放課後児童健全育成室を現在の保育場所である礼羽幼稚園から同校内に移転することとなったため、施設の位置を変更します。

名 称	現 行	改正後
礼羽小学校放課後児童健全育成室	加須市馬内 622 番地 (礼羽幼稚園内)	加須市礼羽 560 番地 (礼羽小学校内)

(2) 財産の用途変更等に伴う位置付け

北川辺東放課後児童健全育成室（きらきら第 2）について、指定管理者による管理を行わせる施設とするため、当該施設の用途を教育財産から行政財産へ変更することに伴い、同放課後児童健全育成室を新たに条例に位置付けます。

また、大越小学校放課後児童健全育成室について、市の規則に基づき事業を実施しているところですが、他の施設との整合を図るため、条例に位置付けます。

(3) 定員の見直し

放課後児童健全育成室の利用者が増加傾向にあることから、各施設の定員について、放課後児童健全育成事業に係る区画の面積に関する基準（児童 1 人につきおおむね 1.65 m²以上）に応じた定員（上限）に見直します。

対象施設（略称）	現 行	改正後	対象施設（略称）	現 行	改正後
加須小 学童	65 人	124 人	騎西小 学童	45 人	55 人
加須南小 学童	60 人	85 人	田ヶ谷小 学童	45 人	45 人
不動岡小 学童	50 人	108 人	種足小 学童	40 人	48 人
三俣小 学童	75 人	126 人	鴻荃小 学童	50 人	62 人
礼羽小 学童	50 人	81 人	高柳小 学童	70 人	130 人
大桑小 学童	115 人	190 人	北川辺西小 学童	70 人	71 人
花崎北小 学童	95 人	116 人	北川辺東小 学童（きらきら第1）	35 人	43 人
水深小 学童 第一	65 人	82 人	北川辺東小 学童（きらきら第2）	-	31 人
水深小 学童 第二	45 人	48 人	大利根東小 学童	60 人	77 人
水深小 学童 第三	40 人	85 人	原道小 学童	30 人	38 人
樋遣川小 学童	30 人	39 人	元和小 学童	30 人	182 人
志多見小 学童	25 人	38 人	豊野小 学童	30 人	38 人
大越小 学童	-	40 人			

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日



重度心身障害者医療費の支給対象者に 2 級の精神障がい者を追加するための条例改正

1 改正の趣旨

精神障がい者の中には、精神科への通院が必要であるにもかかわらず、金銭的な理由等により受診を控える方がいます。

このような精神障がい者の定期通院等を促進し、再発や重症化を予防し、体調の安定化を図るため、埼玉県では、「重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱」を一部改正（令和 8 年 1 月 1 日施行）し、障がい者への医療費助成を実施する市町村に対する補助制度について、重度心身障害者医療費（※1）の支給対象者に 2 級の精神障がい者を追加することから、本市においても同様に支給対象者を拡大します。

※1 重度心身障害者医療費とは

重度の心身障がい者（児）が病院などで診療を受ける場合に、医療費の一部負担金を助成する制度です。

2 主な改正内容

現行の重度心身障害者医療費の対象となる精神障がい者は、1 級の精神障がい者のみとしていますが、精神科への定期通院等を促進するため、2 級の精神障がい者を追加します。

なお、身体障がい者及び知的障がい者については、変更ありません。

■重度心身障害者医療費の対象となる精神障がい者

診療の種類		現 行		改正後	
		1 級	2 級	1 級	2 級
精神科	通院	○ 対 象	× 対象外	○ 対 象	○ 対象(※2)
	入院	× 対象外	× 対象外	× 対象外	× 対象外
内科・外科など		○ 対 象	× 対象外	○ 対 象	× 対象外

※2 精神科通院医療費（自立支援医療費の自己負担額）のみを対象とします。

3 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日

4 特記事項

支給対象者拡大にあたり、新規対象者への受給者証の交付及び医療費の支払い等を行うための補正予算を、同時に提案しています。（第 66 号議案 P7 参照）



県による「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく 規制区域の指定に伴う所要の改正をするための条例改正

1 改正の趣旨

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害による被害が甚大化したことを踏まえ、「宅地造成等規制法」が改正され（改正後の題名「宅地造成及び特定盛土等規制法」以下「法」という。）、埼玉県では、令和7年7月1日から本市を含む県内全域を法に基づく規制区域に指定しました。

これにより、盛土等については、従来の「加須市環境保全条例（以下「市条例」という。）」に基づく市長の許可から、法に基づく県知事の許可となったため、法と重複している許可等に係る規定を削ります。

また、土壌の汚染を防止するため、一定規模の土砂の堆積を行う事業者に対し、土壌の汚染状況の調査とその調査結果の届出を義務付けます。

2 主な改正内容

（1）盛土等の許可等に係る規定の削除

埼玉県による規制区域の指定後、法と重複している許可等に係る規定を削ります。

	500㎡	3,000㎡
盛土等の規模		
現行	市条例に基づく市長の許可	法に基づく県知事の許可
↓		
改正後	法に基づく県知事の許可	

（2）土壌の汚染状況の調査及び届出の義務付け

「埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例（以下「県条例」という。）」の対象とならない土砂の堆積（500㎡以上3,000㎡未満）についても、県条例と同等の調査とその調査結果の届出を義務付けます。

土砂の堆積の規模	手続
500㎡以上3,000㎡未満	市条例に基づき市長へ届出
3,000㎡以上	県条例に基づき県知事へ届出

（3）罰則規定の改正

上記（1）に伴い不要となる罰則規定を削り、上記（2）に伴い県条例と同等の罰則規定（土壌の調査結果を届け出ず、又は虚偽の届出をした者は50万円以下の罰金）を設けます。

3 施行期日

公布の日

令和6年度決算のポイント

令和6年度の財政運営においては、基本姿勢としている①収支の均衡、②債務残高の圧縮、③将来への備えに十分配慮しつつ、第2次加須市総合振興計画に基づく各事業を推進し、住民福祉の向上に努めました。

1 一般会計決算

(1) 実質収支は26.5億円の黒字、実質単年度収支は2.9億円の黒字

(2) 歳入の主な増減

増加：繰入金（+23.2億円）、国庫支出金（+8.2億円）、地方特例交付金等（+4.8億円）

減少：繰越金（▲25.2億円）

(3) 歳出の主な増減

増加：普通建設事業費（+11.9億円）、補助費等（+10.5億円）、人件費（+8.7億円）

減少：積立金（▲12.9億円）、繰出金（▲2.4億円）、公債費（▲2.2億円）

2 収支の状況（①収支の均衡）

	令和6年度	令和5年度
歳入決算額	497億5,695万9千円	475億8,468万5千円
歳出決算額	465億2,680万8千円	443億7,548万9千円
形式収支	32億3,015万円	32億919万6千円
実質収支	26億5,238万1千円	22億8,756万7千円
単年度収支	3億6,481万4千円	▲27億7,498万2千円
実質単年度収支	2億8,515万3千円	▲4億611万円

※金額については端数調整を行っているため、表内が一致しない場合があります。

3 主な財政指標（普通会計）

指標	割合	説明	前年度比
経常収支比率	94.9%	財政構造の弾力性を示す指標	+0.3ポイント
実質公債費比率	5.6%	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金等の標準財政規模に対する割合を示す指標（3箇年平均）	±0ポイント

4 債務残高（元金）の状況（②債務残高の圧縮）

	令和6年度末残高	前年度比
一般会計	224.6億円	▲30.0億円
全会計※	402.0億円	▲38.5億円

※全会計は、一般会計、特別会計及び企業会計の地方債残高に一部事務組合（加須市負担分）の未償還残高を加えたもの

5 主な基金残高の状況（③将来への備え）

	令和6年度末残高	前年度比
財政調整基金	50.2億円	▲0.8億円
市債管理基金	1.4億円	±0億円
公共施設等再整備基金	42.7億円	▲8.7億円